

被疑者 [REDACTED]

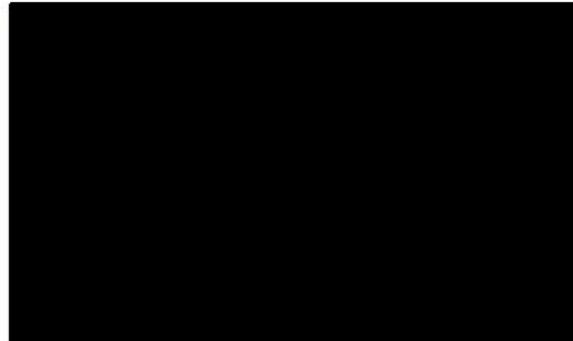
可 視 化 申 入 書

令和 5 年 3 月 3 日

静岡地方検察庁 檢事正 殿

担当検察官 殿

担当司法警察職員 殿



- 上記被疑者の今後の取調べについて、その「全過程」をビデオ録画ないしテープ録音されるよう要求します。

日本の取調べは、完全な密室で行われています。そのため、これまで違法・不当な取調べが繰り返され、虚偽の自白によって、過去多くの冤罪が生み出されてきました。このような違法・不当な取調べにより虚偽の自白がなされることを防止するためには、取調べの可視化（全過程の録画・録音）が必要不可欠です。

刑事訴訟規則第 198 条の 4 は、検察官に対し、取調べ状況の立証に関して、「できる限り……取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めなければならない。」と定めています。このような立証のためには、本来、取調べと同時に客観的な資料が作成されなければなりません。それには取調べの「全過程」をリアルタイムに録画・録音する方法による取調べの可視化を描いてありません。取調べの可視化は、今や国際的に確立された被疑者取調べの基準です。

なお、検察庁は「（裁判員対象事件に関し、）検察官による被疑者の取調べのうち、自白の任意性の効果的・効率的な立証に必要かつ相当と判断される部分の録音・録画を試行する」とし、平成21年4月からは、これを本格実施しています。また、警察においても同旨の一部録音・録画が行われています。

しかし、このような部分的な録画・録音では、任意性の適正な検証はできません。のみならず、録画・録音のない状態で違法・不当な取調べが行われ、その影響下で虚偽自白がなされる場面が録画・録音される場合などを想定すると、それを任意性肯定の資料として用いることの弊害は極めて大きいといわなければなりません。あくまで、取調べ全過程の録画・録音がなされるべきです。本件にあっては、検察官において、取調べ「全過程」を録画・録音され、併せ、司法警察職員に対し、その旨指揮されることをも求める次第です。

いずれにしましても、本件について、全過程の録画・録音を履践しないままに作成された供述調書につきましては、将来の公判で証拠請求されたとき、弁護人は、任意にされたものでない疑いがあると主張することとなります。あらかじめ御承知おき下さい。

2 特に本件で取調べの可視化が必要な理由

本件被疑事実は、業務上失火罪及び業務上過失致死罪という人の死の結果に対する帰責を問う重大犯罪に関するものであり、被疑者らは一貫して被疑事実を否認し争っています。

令和5年3月2日、ご担当警察官である■により上記被疑者に対して行われた取り調べにおいては、上記被疑者の真意及び供述内容とは異なり、被疑事実となっている火災事故における責任を認めるような内容を誘導するものでした。

特に、■氏の供述に関しては、■氏自身の認識と異なり、あたかも■氏がブレンダー内に多量の水が残存していたと供述しているかのように申し向け、上記被疑者においても、ブレンダー内に多量の水が残存していたことを認め

るよう迫ったものと聞き及んでいます。

仮にこれが事実であるとすれば、虚偽の事実を申し向け、被疑者から虚偽の自白を獲得しようとするものであり、定型的・類型的に見て虚偽自白を誘発するおそれのある状況下での自白又は黙秘権を中心とする被疑者・被告人の人権を侵害するとみられる違法な圧迫を受けてなされた自白を引き出そうとするものであり、憲法及び刑事訴訟法が規定する自白法則（憲法38条2項、刑事訴訟法319条1項）の趣旨を害することになりかねません。

仮に上記のような取調べがなされていたとすれば、これまで、常に真摯に取調べに応じ続けてきた被疑者及び参考人との信頼関係を一方的に破壊するものであり到底看過できません。

については、違法な取り調べがなされているのではないかとの疑義を払拭するためにも、被疑者の人権保障を確実にするためにも、上記被疑者の今後の取調べについて、その「全过程」をビデオ録画ないしテープ録音されるよう要求します。

なお、本申入書は、令和5年3月3日、上記被疑者において写しを持参提出すると同時に、同一内容の文書を配達証明付き内容証明郵便で郵送します。

以上